

「セイクレスト事件判決をどう受け止めるか～実務家の立場からの疑問」

2016.7.27

元日本オキシラン(株)常勤監査役 板垣 隆夫

【レジュメ本文】 15P

1. はじめに 問題意識
2. セイクレスト社概要
3. セイクレスト事件～事実の概要
4. 判決要旨(地裁、高裁)～争点と裁判所の判断
5. 監査役の法的責任の基本的枠組みと参考判例
6. 争点と論点
7. 法律家による評価～代表的見解の紹介
8. 監査役としてどう受け止めるか～実務家の立場からの疑問
9. 最後に

<別紙資料>

- ①事実関係(年表) 2P
- ②セイクレスト社監査規程 2P
- ③山口利昭ビジネス法務の部屋関連記事 2P
- ④SEC「最近の裁判事例 セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件」 6P

1. はじめに～問題意識

○まさかの展開

- ・セイクレスト地裁判決～「無茶苦茶な判決やなあ」「たぶん高裁で引っくり返るやろ」(山口弁護士)、
- ・まさかの高裁判決～「ウソちやうの」「まだ最高裁がありませ」
- ・最高裁上告不受理で判決が確定 !!!

○認知症徘徊による列車事故訴訟(JR東海事件) 最高裁で「逆転判決」「家族に責任なし」

- ・家族に賠償責任を負わせた一審、二審判決は、社会的に強い衝撃を与え、介護家族からのこれでは介護が成り立たないとの悲痛な声。介護現場の実情を踏まえない不当な判決との世論高まる
- ・常識に反する司法判断 → さすがの最高裁
- ・一審、二審判決を覆すためには、新たな法の論理が必要だが、その背景には「現実」の要請
- ・社会の常識(世論)の力は強いが、監査役の常識は無力?

○役員の法的責任を厳格に追及する流れは当然である

- ・企業不祥事が相次ぐ中、監査役を含む役員の責任追及が厳しくなるのは当然の流れと受け止める
- ・しかし単純に「厳罰化」すれば良いという問題ではない

●疑問の出発点は素朴ではあるが根本的な疑念

- ★東芝の監査委員のように「知らなかった」ので、(今のところ)責任追及を免れる人がいる一方で、本件のように真面目に監査役の職責を果たそうと努力した人が損害賠償責任を負わされるのは全くおかしくないか
- ★一部の法律家が高く評価する判決文の論理は、事案の本質を忘れた「木を見て森を見ない」「悪しき細則主義」の典型ではないか

- 本判決を不当に一般化して、不適切な教訓を引き出そうとする動きにどう対応するか
 - ★「事情を知らなければ良い」のなら、ややこしい問題には首を突っ込まないのが賢いやり方なのか
 - ★監査規程には最低限のことしか書かない方がよいのか
 - ★会社で危なそうなことが起これば監査役をさっさと辞任するのが賢い監査役のやり方なのか
 - ★監査役は自らの身を守ろうとすれば、執行側との摩擦など無視して、法が認めている(監査規程にある)権限、手段を使い尽くすことが正しい教訓なのか→そんな機械的な対応では執行側との無用な抗争を惹き起さないか→状況に応じた主体的で的確な判断と行動こそ肝要ではないか

○監査役と司法との関り

本件に限らず監査役と司法の関りは大きな問題を抱えている(トライアイズ事件、フタバ産業事件) 敗訴リスクの前に、そもそも訴訟に関わること大変な労苦を余儀なくされる現実(訴訟リスク)。 そうした裁判所や法律家と監査役はどううまく関わって行けばよいのか

○法律家でない実務経験者の立場からの「異論・暴論」

法律家の間でも大きく議論が分かれる問題であり、法律家の現実感覚＝見識が問われている

2. セイクレスト社概要(別紙①事実関係(年表)参照)

- ・設立: 平成3年(1991) ジャスダック上場平成16年(2004).12月 本社:大阪市
- ・事業: マンションの企画・販売代理、住宅設備備品販売、不動産流動化、人材派遣(子会社(株)サプリメントサービス)
- ・経営者;創業者・オーナー・代表取締役 青木勝稔(S38生、(株)大京出身)
- ・売上高(ピークH19) 50億円 ・人員(ピークH19) 154人
- ・コーポレート・ガバナンス概要(平成19年(2007)6月時点)
 - 社外役員: 社外取締役 1名、社外監査役 3名(全員)、内部監査室: 1名
 - 監査法人 あずさ監査法人→H20.7.14 明誠監査法人→H23.3.4 二つの個人事務所

★平成20年(2008年)のリーマンショック前後からの不動産市況の冷え込みを受けて、財務状況が急速に悪化。平成20年3月期は大幅な赤字を計上し、平成21年3月期には75億円の債務超過

★以降代表取締役Pが上場廃止、倒産回避のための金策に奔走し、様々な事件や違法高を引き起こした挙句に、平成23年5月2日 破産手続開始決定(別紙①事実関係(年表)参照)

★平成24年11月29日 代表取締役は金融商品取引法違反(偽計取引)で逮捕、起訴される

H25.12.6 上場会社コンプライアンス・フォーラム、証券取引等監視委員会特別調査課長 後藤健二 SEC「インサイダー取引及び不公正ファイナンス等に対する当局の取組み」

『最近の裁判事例 セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件』別紙④参照

「万一業績が悪化しても、超えてはいけない一線」を超えると、「反社会的勢力や証券市場を食い物にする人々」から「一度弱みに付け込まれると逃げられなくなる」、結局「上場だけでなく、事業の存在や経営者としての将来も危機に」陥る。

3. セイクレスト事件～事実の概要

<事案の概要>

「役員責任査定決定に対する異議の訴え(第1事件)・同反訴(第2〃)・損害賠償請求(第3〃)事件」

原決定(第1・2事件)	平成24.5.28	大阪地裁決定
原審	平成25.12.26	大阪地裁判決
控訴審	平成27.5.1	大阪高裁判決

【1】任務懈怠行為を繰り返していた代表取締役が行った会社資金の流出行為につき、監査役である原告には、取締役に対してリスク管理体制構築等を勧告すべき義務の違反かおるものの、同違反につき重大な過失があるとまではいえないとされた事例(第一事件、第二事件)

【2】原告に対する役員責任査定決定に先立ち行った仮差押命令の申立て、原告の右査定決定異議の訴えに対して被告が反訴を提起した行為につき、いずれも原告に対する不法行為には当たらないとされた事例(第三事件)

本報告では、【1】を扱う

Z : 株式会社セイクレスト社

P : Z社代表取締役

X : Z社非常勤監査役(公認会計士) 第1事件原告兼控訴人、第2事件被告兼被控訴人

Y : Z社破産管財人(弁護士) 第1事件被告兼被控訴人、第2事件原告兼控訴人

<事実の概要> (商事法務遠藤論文参照)

- ・株式会社Zは、平成二一年三月末には約七億五千万円の債務超過に陥り、平成二二年三月末までに債務超過を解消しなければ上場廃止になるおそれがあった。
- ・Zの代表取締役であったPは、①平成二一年六月に第三者割当てによる新株予約権の払込金を有価証券届出書記載の使途と異なり、第三者に貸付けしあるいは新規事業に関する業務提携契約の内入金として支払った。
- ・②平成二二年三月に数億円程度の価値しかない山林を二〇億円で現物出資させて行う募集株式割当てを実行し
- ・③平成二二年八月ごろから、①の貸付先の代表者から紹介を受けた人物に資金調達を依頼するようになり、同年八月～同年十二月の間に、同人の紹介先に新規共同事業の工事着手金、手形担保融資その他の名目で、一部については取締役会の承認決議を経ることなく合計八八枚の約束手形・小切手等を振り出した。
- ・監査役会は①～③すべてに反対し、③の一部については一部取締役も反対した。
- ・④この間、平成二二年一〇月五日に約束手形発行を一時停止する旨が承認決議された後も、Pは同取締役会決議に違反して約束手形を発行した。その一部については監査役らの申入れで返還されたが、Pの違法行為等が繰り返された。
- ・⑤M監査法人の強い要請を受け、平成二二年一一月一五日、手形取扱規程が取締役会で承認可決された(平成二三年一月一日から施行予定)。ところが一一月一六日以降、Pは複数回にわたり取締役会の承認決議を経ないで約束手形の振出しを行った。
- ・⑥平成二二年一二月七日、Pは、取締役会の承認を経ないで振り出した約束手形の一部につき、取締役会で、不動産の購入・転売計画があり不動産購入の予約申込金であると説明し、監査役らは監査役会への報告なく進められたことを指摘し、事前に監査役会に確実に報告するよう要請した。
- ・⑦平成二二年九月一五日の取締役会で決議した株主割当てによる募集株式による払込みについて、あらかじめ資金使途を定めていたにもかかわらず、Pは、同年一二月二九日、八千万円を社員に指示して出金させ、第三者に交付した(以下「本件金員交付」という)。
- ・平成二三年五月二日、Zにおいて破産手続開始決定がなされ、Yが破産管財人に選任された。Yは、Pの上記⑦の本件金員交付は代表取締役としての任務懈怠であり、Zの社外・非常勤監査役であったX

(原告・控訴人)は監査役として善管注意義務に違反してZに八千万円の損害を生じさせたとして、損害賠償責任の金額を八千万円と査定することを求める責任限定の裁判を申し立てた。

・破産裁判所は任務懈怠責任を報酬の二年分に限定するZの責任限定契約を適用してXの責任を六四八万円と査定する決定を出した(以下「本件査定決定」という)。

- ・本件査定決定に対し、Xは自らに善管注意義務違反はないとして異議の訴えを提起し、Yも、Xには重過失があり、責任限定契約の適用はないとして異議の訴えの反訴を提起したのが本件である。
- ・原審(大阪地判平成二五年一二月二六日)は、Xには、Zの取締役会に対し、内部統制システム(リスク管理体制)をただちに構築するよう勧告すべき義務およびPを代表者から解職すること等を勧告すべき義務の違反があったことを認め、これらの義務違反によりZに八、〇〇〇万円の損害を生じさせたが、Xには重過失は認められないとして責任限定契約を適用し損害賠償の額を監査役報酬の二年分(六四八万円)に限定して、XYのいずれの請求も棄却し、本件査定決定を認可した。
- ・原審に対して控訴がなされたが、控訴審(大阪高判平成二七年五月二一日)は、概要、次のとおり判示して、原審の判断を維持した。

4. 判決要旨(高裁)～争点と裁判所の判断 (商事法務遠藤論文参照)

1)代表取締役Pの任務懈怠

Pによる本件金員交付は、取締役会による承認決議を経ず、あらかじめ定められた用途にも反するから、取締役としての善管注意義務および忠実義務に違反し、取締役としての任務懈怠に該当。

2)取締役らおよび監査役らの、Pによる本件金員交付についての予見可能性の有無

「Pの各行為は、A有価証券届出書に記載した用途に反する資金の流用、イ増資額の水増しによる会社財産の希薄化、ウ返済可能性が低い状況の下での、多額の約束手形の振出し大別」でき、本件金員交付は、会社の資金を不当に流出させるという点において、同種又は類似した態様の違法行為」。

「取締役ら及び監査役らは、一二月七日の時点において、Pが本件募集株式の発行に係る払込金が入金された機会等に、Zの資金を、定められた用途に反して合理的な理由なく、不当に流出させるといった任務懈怠行為を行う具体的な危険性があることを予見することが可能であった」といえ、「……Pによる本件金員交付そのものを具体的に予見していなかったとしても、結論を左右するものではない」。

3)取締役らの、内部統制システムを構築すべき義務等の違反の有無

(1)会社法上の大会社であるZの取締役らが 内部統制システムの構築義務を負うとした上で「取締役会による取締役の職務の執行の監督は、……内部統制システムを活用することによって行われるべきものである。そして、取締役会は、代表取締役又は業務執行取締役につき、不適任との結論に到達した場合には、当該代表取締役等を解職しなければならない」。

(2)平成二二年三月三一日時点では「通常想定されるような不正行為を防止しうる程度の内部統制システムが整えられていた」が、同年一二月七日時点で、「……財務担当の取締役として、上記のような事態の発生を防止するための内部統制システムを、取締役会において整備すべき義務を負っていた」。「具体的には、……本件手形取扱規程を即時施行することが必要であったことはもとより……本件手形取扱規程に準じた、現金及び預金の管理規程を制定し、即時、これを施行することを取締役に提案し、取締役会においてこれを決定すべき義務を負っていた」。

(3)「Pの……一連の行為は、Pが、Zの代表取締役として不適格であることを示すものであることは明らかであるから、……各取締役らはPをZの代表取締役から解職すべき義務を負っていた」といえ、「……PのZにおける地位、立場……によって左右されない」。

4)Xの義務違反の有無

(1) 監査役の監査に、取締役の職務執行を事後的に評価する事後監査だけでなく、違法・不当な業務執行をしないように防止する事前監査も含まれることを適し、「……Zの取締役らは、平成二二年一月七日の時点において、Pが、Zの資金を、定められた用途に反して、合理的な理由なく不当に流出させるといった任務懈怠行為を行う可能性があることを具体的に予見することが可能であった」から、経営管理本部長兼財務担当取締役Rは、「このような事態の発生を防止するための内部統制システムを、取締役会において整備すべき義務を負い、具体的には「現金及び預金の管理規程を制定し、即時、…施行することを取締役会に提案し、取締役会においてこれを決定すべき義務を負っていた」のに、Pに手形帳保管を許し、平成二二年一月七日でもPの行為を止めさせる方策を講じず、このような「事情と、……Xが平成三年八月から日本公認会計士協会近畿会に所属する公認会計士であり、平成一三年三月にZの社外・非常勤監査役に就任し、平成二三年三月三〇日に辞任するまでの間、同社の監査役であった者であって、……平成二二年度の監査役の監査業務の職務分担上、経営管理本部管掌業務を担当することとされていたこと」と「取締役会への出席を通じて、Pによる一連の任務懈怠行為の内容を熟知していたことをも併せ考えると、Xには、監査役の職務として、本件監査役監査規程に基づき、取締役会に対し、Zの資金を、定められた用途に反して合理的な理由なく不当に流出させるといった行為に対処するための内部統制システムを構築するよう助言又は勧告すべき義務があった」として、Xの助言・勧告義務違反を認めた。

(2) 「Zが、日本監査役協会が定めた『監査役監査基準』や『内部統制システムに係る監査の実施基準』に準拠して本件監査役監査規程や本件内部統制システム監査の実施基準を定めていることからすると、監査役の義務違反の有無は、本件監査役監査規程や本件内部統制システム監査の実施基準に基づいて判断されるべきである」。……

(3) Pの一連の行為は、PがZの代表取締役として不適格であることを示すものであることは明らかであるから、監査役として取締役の職務の執行を監督すべき立場にあるXとしては、Zの取締役ら又は取締役会に対し、Pを代表取締役から解職すべきである旨を助言又は勧告すべきであった」として、Xの助言・勧告義務違反を認めた。

(4) 「Xが、内部統制システムの構築について助言又は勧告したり、Pの代表取締役からの解職について助言又は勧告することによって、かなりの程度効果をあげることができたと考えられるから、Xが、…仮処分命令の申立てを行わなかったことが、Xの義務違反となるとまでいうことはできない」。

5) Xの義務違反とZに生じた損害との間の因果関係の有無

「……Xは、取締役らに対し、Zの現金、預金等の出金や払戻しについて、本件手形取扱規程に準じた管理規程を設ける内部統制システムを構築するよう助言又は勧告すべき義務を履行していれば、…管理規程が定められることになった可能性が高かった」ので「現金、預金等の出金や払戻しについての管理規程がZの従業員にも周知されることになったはずであるから、Zの従業員がPから本件金員交付に係る出金の指示を受けた際に、上記規程の存在を理由にこれを拒み、また、当該従業員から報告を受けた監査役において本件金員交付に関するPの行為の差止めを請求するなどして、本件金員交付を防止することも可能であった」こと、「Zの取締役らは、平成二二年六月頃及び一二月頃に、Pを代表取締役から解職することを検討していることなどに照らすと、Xが、Pを代表取締役から解職すべきである旨を取締役に助言又は勧告すべき義務を履行していれば、Pが代表取締役から解職された可能性もあり、仮にPを解職するに至らなかったとしても、取締役会において解職の議題が上程されることによって、Pが本件金員交付のような任務懈怠行為を思いとどまった可能性もあった」として、本件金員交付によりZに生じた八、〇〇〇万円の損害と、Xの4(1)、4(2)の義務違反と間の因果関係を肯定した。

6) 職務を行うについてXに重大な過失の有無

(1) 本件責任限定契約(会社法四二七条一項)にいう「『重過失』とは、当該監査役の行為が、監査役としての任務懈怠に当たることを知るべきであるのに、著しく注意を欠いたためにそれを知らなかったこ

とであると解すべきである」。

(2)Xの4(1)記載の監査役的狀況に照らし、本件金員交付は、「Xの分担する業務に関する任務懈怠に起因して行われたものである」が、Xを含むZの監査役会は、Pによって行われた一連の任務懈怠行為に対し、取締役会での疑義の表明、事実関係の報告を求め、辞任する意向の申入れや、監査役として看過できず然るべき対応をせざるを得ない旨の申入れなど、「監査役として、取締役の職務執行の監査を行い、一定の限度でその義務を果たしていた」とした上、Zでは本件手形取扱規程が制定され、Pの職務執行の監督や内部統制システムの整備がまったく行われていなかったわけではないなどの事情を考慮すると、Xに義務違反はあるが「その義務違反が、監査役としての任務懈怠に当たることを知るべきであるのに、著しく注意を欠いたためにそれを知らなかったとまで認めることはできない」。

<地裁判決と比べた高裁判決の特徴>

- 公判判例上、社外監査役に任務懈怠責任を認めつつ、重過失はないとして責任限定契約の適用を初めて認めた原審の控訴審判決であるが、原審の判断を相当として控訴を棄却し、判決では概ね原審の理由づけを踏襲している。
- 高裁判決は、結論においては、地裁判決を支持するものであるが、判決の理由は地裁判決について公判された会社法学者や弁護士の評釈を踏まえたためか、より踏み込んだものになっている。
- 任務懈怠に関して、当該社外監査役が公認会計士であること、約10年間同社の監査役を務め、また、監査業務の職務分担上、経営管理本部管掌業務の担当であったこと、代表取締役による過去の一連の任務懈怠行為を熟知していたこと等を指摘した。

5. 監査役の法的責任の基本的枠組み

(1) 関連法令

- 会社法 381 条 1 項（監査役の特権）
- 会社法 385 条 1 項（監査役による取締役の行為の差止め）
- 会社法施行規則 118 条 2 号（事業報告等の内容）
- 会社法施行規則 129 条 1 項 5 号（監査役による監査報告の内容）
- 会社法 330 条（株式会社と役員等との関係）
- 民法 644 条（受任者の注意義務）
- 会社法 423 条（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）
- 会社法 427 条（責任限定契約）

○ 会社法 381 条 1 項（監査役の特権）

監査役は、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

○ 会社法 385 条 1 項（監査役による取締役の行為の差止め）

監査役は、取締役が監査役設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査役設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

○ 会社法施行規則 118 条 2 号（事業報告等の内容） 内部統制システム

二 法第三百四十八条第三項第四号、第三百六十二条第四項第六号、第三百九十九条の十三第一項第一号口及びハ並びに第四百十六条第一項第一号口及びホに規定する体制の整備についての決

監査実務研究会資料

「セイクレスト事件判決をどう受け止めるか」

定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

○会社法施行規則 129 条 1 項 5 号(監査役の監査報告の内容) 内部統制システム

五 第一百八条第二号に掲げる事項(監査の範囲に属さないものを除く。)がある場合において、当該事項の内容が相当でない認めるときは、その旨及びその理由

○会社法 330 条 (株式会社と役員等との関係)

株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

○民法 644 条(受任者の注意義務)

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

○会社法 423 条 (役員等の株式会社に対する損害賠償責任)

取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人(以下この節において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○会社法 427 条 (責任限定契約)

第四百二十四条の規定にかかわらず、株式会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)、会計参与、監査役又は会計監査人(以下この条及び第九百十一条第三項第二十五号において「非業務執行取締役等」という。)の第四百二十三条第一項の責任について、当該非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

(2)参考判例

★取締役と比較して、監査役の対会社責任が認容された判例は多くはない。

★有事認識がなく監査役の責任を認めない事例としてヤクルト事件、有事認識がなく監査役の責任を認めた事例として大和銀行事件がある。有事認識があり監査役の責任を認めた事例として、ダスキン事件、農協事件があるが、これらの事例では、有事に対して監査役が何らかの対応を行っていたという事はない。

★このようにすでに存在する裁判例では、有事認識がないか、あっても対応をしていないために責任が肯定された事例はあるが、本件のように有事認識があり、それについてある程度の対応を行っていたが、その対応が監査役の善管注意義務に照らして不十分であるとする事例は見られない。

★NOVA受講料返還訴訟に見られるように、取締役の監視義務と監査役の監視義務は範囲や内容が異なると認定されている。

①違法な計算書類が株主総会に提出されていることを知りながら、株主総会で報告をしなかったために任務懈怠とされた事例(神戸地姫路支決昭和 41)。

②取締役による会社名義の不正な手形支出によって会社に損害を与えていたことを職務上知りながら放置し、調査もせずに看過していたことが任務懈怠とされた事例(大阪地判昭和 49)

③粉飾決算に関連して、計算書類等の監査が不十分であったことに対して、任務懈怠であるとされた事例(東京地決昭和 52)

④大和銀行株主代表訴訟事件～海外支店での財務省証券の簿外取引について、当時往査を行った監

査役が適切な監査を実施していれば当然知り得たことから、任務懈怠があるとされた事例(当該事例では、損害の範囲に対する証拠上の確定が困難であるとして、当該監査役の損害賠償責任は認められなかった。大阪地判平成 12)

- ⑤ ダスキン株主代表訴訟事件控訴審判決～食品衛生法違反の添加物を混入させた事実を認識した時点で、対外的な公表・回収・謝罪などの損害回避措置を取らなかった取締役会の方針に異議を述べなかったことに任務懈怠があるとされた事例(大阪高判平成 18)
- ⑥ ヤクルト本社株主代表訴訟事件～「金融取引の専門家でもない経理担当取締役および監査役がこれを発見できなかったとしてもやむを得ないというべきで、デリバティブ取引を行っていた取締役の想定元本の限度額規制違反を発見できなかったことをもって善管注意義務違反があったとはいえない」として責任を否定(東京高判平成 20 年)
- ⑦ 農業協同組合監事の任務懈怠責任が問われた事案～公的な補助金の交付に基づく建設事業の中止にともなって農業協同組合が被った損害に対して、監事として代表理事の説明に疑義を表明したり必要な調査・確認をしたりせずに、長年の監査履行に基づき、適切な監査を行わずに放置していたことが任務懈怠とされた事例(最判平成 21)
- ⑧ NOVA受講料返還訴訟～旧ノヴァの受講生が受講料など 2100 万円の賠償を求めた訴訟で、高裁は原審を変更し、元社長の責任を認めると共に、取締役3人の監視義務違反を認めたのに対し、監査役についてはその責任を認めなかった。(大阪高判平成 26.2.27) ➤最高裁上告不受理

6. 争点と論点

改めて本事件の争点と論点を整理する

<判決で示された主な争点>

- 代表取締役の行為は善管注意義務違反か
- 取締役らおよび監査役らの、Pによる本件金員交付についての予見可能性の有無
- 取締役らの、内部統制システムを構築すべき義務等の違反の有無
- 監査役の内部統制システム構築に関する助言・勧告義務違反の有無
- 監査役の代表取締役解職に関する助言・勧告義務違反の有無
- 日本監査役協会の監査基準に準拠して制定した自社「監査役監査規程」の規定通り行動しなければ任務懈怠になるのか
- 監査役の代表取締役の違法行為に対する差止め請求義務違反の有無
- 監査役の義務違反と会社に生じた損害との間の因果関係の有無
- 監査役の内部統制システム構築に関する助言・勧告義務違反及び代表取締役解職に関する助言・勧告義務違反は重過失にあたるか

<その他論点>

- 代表取締役の一連の任務懈怠行為は、いかなる背景から生じたものか(Z社がジャスダック上場廃止になることを回避するために行われたものであると推認される事情)
- Z社破産管財人Yは「役員責任査定」に関し、なぜ非常勤監査役のXのみを申し立て対象にしたのか。また、代表取締役の不適切な数々の行為の中でなぜ8000万円の現金交付のみを問題にしたのか。(「本件金員交付」の一点だけを捉えて、Xの損害賠償責任の有無を問題にしていることのは是非)
- 判決への責任限定契約の影響(責任は限定されるから認めてもよいとするバランス論の有無と是非)

監査実務研究会資料

「セイクレスト事件判決をどう受け止めるか」

- 監査役は内部統制システム全般でなく個々の内部統制(コントロール)の有効性まで監視・検証し、不備があった場合は正の助言・勧告しないと任務懈怠を問われるのか。
- 平時と有事の場合で、求められる内部統制システムの監視義務は変わるのか。
有事の場合は、「内部統制システム」監査ではなく取締役の違法行為の監視と差止請求ではないか
- 代表取締役解任助言・勧告は監査役義務か
- 「意見を述べる」と「助言・勧告」はどこで区分されるのか
- 監査役監査規程において、「監査役が必要があると認めたとき」勧告義務が発生するとすると、監査役裁量が認められるべきではないか
- 監査役属性(会計士等専門的知識を有する監査役)の意義。義務の水準は高くなるのか
(本件が問われているのは会計監査ではなく業務監査である)
- 相当の因果関係の有無～ダメモトでも勧告する義務があるのか
- 判決の射程範囲の問題

7. 法律家による評価

法律家の間でも見解が大きく分かれている(詳細は参考文献参照)
ここでは、それぞれの立場からの代表的見解を紹介する

A. 肯定派①(重過失肯定派)

◆塩野隆史弁護士(被告管財人) 法律時報86巻 12号

代取Aの暴走行為に関し、取締役らが十分なリスク管理システムを構築しなかったことにつき、監査役には必要にして十分なリスク管理システムを構築するように助言すべき義務の存在を示した判決として意義が認められるが、重過失を否定した理由付けには多くの疑問が残る。

B. 肯定派②(過失肯定派) 判決を全面的に支持

◆柿沢環 新・判例解説 Watch TKCローライブラリー2015.10.2

○本件のXは、取締役会において、Pの任務懈怠に疑義を表明する等、監査役としての一定の職務を果たしている。にもかかわらず原審・控訴審ともにXの任務懈怠を認めていることから、本判決の射程範囲が問題となっている。本判決は、会社が著しい債務超過に陥り、数か月後には上場廃止の危機にある場面において、ガバナンス・プロセスを無視して資金繰りに走る代表取締役に対して、監査役はどこまでの職務を果たすべきかを示した点で意義がある。

○<取締役会に対する内部統制システムの構築の勧告義務違反の有無>

平成22年12月7日時点では、Xはその後、Pが不正に会社財産を流出させる等の抽象的な違法行為のリスクを予見可能であったといえる。それ故、上記監査規程に基づき、手形取扱規程に準じた出金管理規程を設けるなど内部統制システムの構築・見直しを助言・勧告する義務を認め、これを尽くしていない以上、監査役としての義務違反があったとする控訴審の判断は妥当である。

○<取締役会に対する代表取締役解職の勧告義務違反の有無>

Pによる違法行為の抽象的なリスクが取締役会において認識された上記12月7日の時点では、上場会社の代表取締役として適格性を欠くことは明らかになったといえるから、監査役の前監査として、取締役の選任・解任という正規のガバナンス・プロセスによる是正を促す勧告義務は認められてしかるべきである。

○<差止請求等の義務違反の有無>

抽象的な違法行為のリスクが顕在化しているのみで、具体的な違法行為やそのおそれが特定されていない時点において、監査役に要求される職務とは、控訴審判決が示すように、取締役会に対して、内部

監査実務研究会資料

「セイクレスト事件判決をどう受け止めるか」

統制システムの見直し、代表取締役の解職を勧告するなど、本来の取締役会の自浄作用による監督機能の発揮を促す義務にとどまるものである。これらを尽くしてもなお効果が期待できない場合に、差止請求義務が監査役に認められるとした控訴審の判断は妥当である。

○<因果関係の有無>

取締役会が全くの機能不全に陥っていたわけではなく、Xの助言・勧告があれば、それに従った措置がとられた可能性が高かったとして、Xの内部統制システム構築の勧告等の義務違反と損害との間の相当因果関係を認めた判旨の立場は妥当である。

○<職務上の重大な過失の有無>

それまでの経緯を勘案し、監査役として一定の対応をとっていた点が考慮され、重過失があるとまではいえないとした控訴審の判断は妥当である。

○<本判決の射程範囲>

本判決では、代表取締役の将来の具体的な違法行為までは特定できないものの、抽象的な違法行為のリスクが取締役会において顕在化している状況で、求められる監査役職務の内容を示している。この段階においては、監査役は、取締役会の決定に対する意見陳述だけでは十分に職責を果たしたものとはいえず、抽象的な違法行為のリスクを監査役による事前監査によって減少させるべく、少なくとも内部統制システム構築・見直しの助言・勧告や代表取締役解任等の勧告等により、取締役会による自浄作用を促すことが要求されるが、他方、その効果が期待できる限りでは、監査役は謙抑的な姿勢を維持すべきとする会社法上の要請に鑑み、業務執行の干渉となりかねない差止請求義務までは認める必要がないことを明らかにしたものと解される。

C.肯定派③(過失肯定派) 条件付き支持(射程の限定)

◆遠藤元一弁護士 商事法務(2015.9.15)

○株主代表訴訟により役員等の対会社責任を追及して役員等の行動を規律づけることが実務的に定着し、監査役が責任追及される局面も増加することが予想される現状で、本判決分析の意義は大きい

○<差止請求として仮処分申立てを行う義務違反の有無>

本件でもPの違法行為の抑止策を監査役の立場から検討する場合は、まずは、差止請求権の行使こそが検討されるべきである。差止請求権の不行使を監査役義務違反と認定することも(Yの主張次第では)可能であったと思われる。

○<内部統制システム構築助言・勧告義務違反の有無>

監査役に内部統制システム構築の具体的な内容について助言・勧告すべき一般的な義務まで課されると取締役会との義務ないし権限の衝突により無用の混乱が発生する可能性が生じかねない。どのような内部統制システムを、いつ構築するかは、業務執行の決定機関であり取締役に対する監督権限を有する取締役会がその権限と責任で決定すべき事項であり、監査役にはこの点について助言・勧告すべき一般的な義務までは課されないと解される。

○<内部統制システム構築について監査役に助言・勧告義務が生じる例外的な場合>

しかし、違法行為等を阻止するために構築すべき内部統制システムの内容が明確であり、ただちに構築しなければ取締役らの任務懈怠となることが明確であるときは、取締役らに対して具体的な内容の内部統制システムをただちに構築すべきである旨の監査役意見陳述は取締役職務の執行を監督する監査役職務であり(会社法三八一条)、会社法が認める監査役職務の範囲内である。この局面では、監査役に取締役に対する内部統制システム構築の具体的な内容について助言・勧告義務が生じる。Pの違法行為等を阻止するために(差止権の行使のようにもみえる)前記のような具体的な内容を含む「内部統制システムを構築することが取締役の義務であり、果たさないと責任を問われる」旨および「ただちに内部統制システムを構築すべき」旨を取締役に勧告することが監査役としての義務と認められ、義務を履行しないXには任務懈怠責任が生じる。

○<監査役の属性>

財務会計の専門的知見を有する公認会計士であり、平成一三年三月からZの監査役を務め、Zにおける職務分掌として経営管理本部管掌業務(資金の借入・返済等の運営管理、現・預金、手形小切手等の有価証券等の出納・管理も含まれている)を担当していたXに期待されていた注意義務の水準は高く、本件での任務懈怠はより明白に認定される。

○<「会社の資金を合理的な理由なく流出させる行為」と本件金員交付>

「会社の資金を合理的な理由なく流出させる行為」は「不公正ファイナンス」の因果の連鎖として派生した結果である。P以外の取締役やXを含む監査役らは、①本件募集株式の割当てがみせかけの(ほとんど架空の)増資で事業計画の実現可能性に乏しいこと、②平成二二年八月ごろから繰り返されるPの違法行為等が正常な事業目的のための約束手形の振出しではなく、Zに払込みあるいは拠出される資金はいわばみせかけ的な払込みで、すぐに払出しあるいは拠出される可能性があることを認識し得たというべきであり、③平成二二年一月二九日に払い込まれる金員も、これらと同様、振り込まれた後すぐにPにより流出する可能性があることも認識できたはずである。

○<監査役監査基準との関係>

本件監査役監査基準等を自己の職務の遂行について定める行動の指針として内部規範化した以上、監査を行う際に、行動指針である本件監査役監査基準等に準拠することは監査役の責務であろう。

○<代表者から解職すべきであるとの助言・勧告義務の有無>

(a)代表者の解職がもたらす問題(上場廃止につながるリスク、次の代表者を選定する困難性等)があり、(b)違法な行為を繰り返すとはいえ、代表取締役の地位を保つこと自体は法令違反行為ではない、(c)本件監査役監査基準等が準拠している日本監査役協会の監査役監査基準には、代表取締役の解職についての監査役が準拠すべき行為規範を示した条項はなく、助言・勧告義務を認めることは監査役の行動の予測可能性を著しく阻害するおそれがあることを考えると、代表取締役を解職すべき旨の助言・勧告義務は認めるのは行き過ぎではなからうか。

○<本判決の射程>

本件は、もともとは倒産した企業の破産管財人とその企業の元役員間で任務懈怠責任が争われた事案である。Xの対応が不十分であったためにPの違法行為等を阻止できず、最終的に倒産(破産)に至ったことの監査役としての任務懈怠責任を問うことで、倒産企業(=債権者)に生じた損害を元監査役を含む元役員等とその他の利害関係者との間で合理的に分配するための判断枠組みを示したものと考えられる。したがってその射程はそうした事案に限られるはずである。

○しかし、本判決が、監査役が法定の個別具体的な権限を行使しても、取締役の任務懈怠により生じた会社のある種の危機的状況を阻止・脱却するための、従来よりも一歩踏み込んだ具体的な行為を行わない場合には、任務懈怠が認定されたとしたことの意義は少なくない。

○本判決の判断枠組みは監査委員・監査等委員にも少なからず影響を及ぼす可能性があり、本判決の射程を慎重に検討することが有用である。

D.批判派

◆伊藤靖史 私法判例リマックス 50 2015 上、ジュリスト(1479 2015)

○本判決のように、会社法が予定する監査役の本来的職務とはいえない行為をなす義務を監査役に負わせ、その違反から損害賠償責任を生じさせることは、妥当ではない。

○監査役監査規程は監査役が自己の職務の遂行について定める行動の指針であり、同規程の定めがそのまま会社と監査役の間の任用契約の内容になるものでもなければ、監査役の法的な義務の内容を直接に構成するものでもない。

◆松井秀樹弁護士 金融商事判例(2015.4.15)、月刊監査役(2014.5. 25)、(2015.8.25)

○誠実に職務を遂行してきた監査役について、取締役の任務懈怠行為を具体的に予見したわけでも。

加担・黙認したわけでもないにもかかわらず、損害賠償責任を認めた点において、監査役にとっていささか厳しい内容の判決である。

○リスク管理体制の構築の一次的な責任は取締役会にあり、会社経営の専門家である取締役に広い裁量を与えられるとの考え方が裁判例では有力であるから、上記のようなリスク管理体制を直ちに構築することを勧告する義務を監査役に認めるには、上記のようなリスク管理体制を直ちに構築しなければ、本件金員交付のような任務懈怠行為がなされる可能性があると、監査役において、予見できる状況になければならないはずである。(>なかった)

○解職・解任について、本件金員交付に至るまで、監査役の見解はことごとく無視されてきた経緯があるが、そのような状況においてもなお、「ダメもと」で勧告する義務があるとして任務懈怠を認めるのであれば、任務懈怠と損害発生との間の因果関係の有無を慎重に検討すべきであろう。

○各社が制定する監査役監査基準や監査役監査規程は、株主総会ではなく、監査役会において制定する、監査役のいわば自己規律である。それにもかかわらず、水準の低い監査役監査基準・規程を制定しておけば法的責任を問われる可能性が低くなり、ベストプラクティスという趣旨も込めて水準の高いものを制定した場合は、法的責任を問われる可能性が高くなるというのでは、かえって、ベストプラクティスの普及の妨げとなるおそれがあることにも留意が必要である

◆弥永真生 ジュリスト1484 2015年9月号

○監査役には積極的な意見陳述が期待されるからである。しかし、業務執行の決定についての意見の陳述が想定されており、少なくとも、代表取締役の解職の助言または勧告を行うことはこれまで想定してこなかったのではないと思われる。このような報告・意見陳述を受けて、代表取締役を解職すべきかを判断するのは、もっぱら、取締役会の役割であると考えられてきたと推測される。そして、会社法が定めている監査役の本来的職務とはいえない行動をとる任務が監査役にあるとして、そのような行動をとらなかつたことを任務懈怠あるいは善管注意義務違反であると評価することは原則として、適当であるとはいえないと考えられる。

○本判決および原判決は、会社法427条1項にいう重大な過失があったかどうかについて判断を示した裁判例として知られている初めてのものとして、意義を有する。

◆長畑周史 慶応大学法学研究VOL88(2015.3)

○判旨に疑問がある。このような行為に対応して手形振出については社内規程を設けるなどしており、さらに現金の出金を代表者だけではできないようにするよう助言する(あるいは内部統制を構築することまで具体的に発言することが、損害の結果回避義務として期待されていたと認定できるかについてはやや疑問が残る。代表取締役に親和的な取締役が多数いる状況であるから、仮にそのような発言があったとしても単独出金ができないようにする内部統制が構築されたかは疑わしい。

◆大塚和成弁護士 銀行法務21 NO772(2014年5月号)

○本件でXは、監査役としてそれなりの行動をとっていたといえ、倒産間近の会社で代表取締役が資金繰りに奔走して取締役会を軽視しがちであったという事情があるときに、さらに、不正支出を防止するためのリスク管理体制の構築や代表取締役の解職を勧告すべき義務があると判示した本判決は、一般的にみても監査役に厳し過ぎるように思われる。

8. 監査役としてどう受け止めるか～実務家の立場からの疑問

(1) 本判決の受け止め方の重要性と問題点

- ・本判決の「衝撃性」の理由は何か？
- ・監査役の受け止め方は「同情」に基づく主観的なものか？
- ・最高裁上告不受理を受けて～判決そのものの批判と判決の射程の問題

- ・実践的にどういふ教訓を引き出すのか

(2) 木を見て森を見ない法律判断ではないか(常識からの乖離)

- ・一連の代表取締役の問題行動と監査役(監査役会)の対応 別紙年表参照
- ・取締役会での意見表明のみならず、数々の意見書提出
- ・一般の監査役のレベルと比較しても真面目に職責を果たそうとしたことは明らか
- ・特定の1局面だけを取り上げて「不作為」を問題にすることは公正な判断か
- ・しかも上場廃止(➤倒産)という危機的状況の中で、監査役としてその回避に奔走する代表取締役を牽制しつつ、企業を守る努力にも協力する立場から何ができるか

(3) 細則主義に囚われた法律判断ではないか(形式だけを見て実質を見ない判断)～内部統制システムに関する義務を中心に

- ・「監査役監査規程」を機械的に適用して任務懈怠と判定するのは公正か
- ・ベストプラクティスとしての監査規程の実践的意義の無視
- ・「勧告」の文言の機械的適用
- ・内部統制システム監査と個々の内部統制(コントロール)の検証との機械的同一視➤監査役は個々の内部統制の有効性の検証を行うのが任務ではない
- ・監査役監査規程において、「監査役が必要があると認めたとき」勧告義務が発生するとすると、監査役の裁量が認められるべきではないか。
- ・「監査役監査規程」には代表取締役等の解任の勧告は明示されていない 拡大解釈?

(4) 有事においては監査役は個々の内部統制の構築・運用を助言・勧告する義務があるのか

- ・有事(不祥事や違法行為の兆候が発見されたとき)は内部統制構築勧告義務のレベルは高くなるのか
- ・内部統制システム監査の問題ではなく、取締役職務の監視義務や違法行為差止め請求義務の問題
- ・違法行為が顕在化せず、差止め請求に至らない段階での監査役は何をおこなうべきか
- ・X及び当社監査役会が行ってきた一連の行動は正しく適切な対応ではないか

(5) 監査役職責の拡大解釈と過度の期待(期待ギャップの問題)があるのではないかと～代表取締役の解任勧告に関する義務を中心に

- ・会社法が予定する監査役の本来的職務とはいえない行為をなす義務を監査役に負わす(伊藤靖史)
- ・代表取締役の解任の勧告は本当に監査役職責なのか
- ・取締役の責任と監査役責任は同じか 二つの「任務懈怠」はあくまで取締役の職責
- ・ベストプラクティスと法的義務の混同

(6) X監査役は早くに辞任すべきであったのに、地位にしがみついたことで自ら不幸な結果を招いてしまったのか

- ・上場廃止～倒産の危機に際してはさっさと逃げ出すのが得策か 残された従業員のことを考えるのは余計なお世話か
- ・違法行為防止及び自らの身を守るための有力な対抗手段であることは間違いないが、他の手段が尽きた時の最後にとるべき手段ではないか
- ・企業経営に責任を持つ会社役員として第三者的、客観的立場からの意見具申により経営を健全化に向かわせることに全力を尽くすべきではないか
- ・『監査役覚悟』の古川さんの苦闘が教えるもの

(7) 本判決の不適切な受け止め方は実務に何を齎すのか (監査役への正しいメッセージとなり得るか?)

- ・「事情を知らなければ良い」のでややこしい問題には首を突っ込まないのが賢いやり方

- ・監査規程には最低限のことしか書かない
- ・会社で危なそうなことが起きれば監査役をさっさと辞任するのが得策
- ・監査役は身を守ろうとすれば法が認めている(監査規程にある)権限、手段を使い尽くすこと

★判決が齎すもの～企業の内部統制に関する過剰対応と監査役の経営への過剰介入
 ★監査役の責務を全うすることなく、乗客を置いて早々と船から逃げ出す(辞任)風潮が広がる懸念

(8) 最高裁で上告不受理となって判決は確定したが、本判決の射程を一般化して広げるのではなく、より限定化すべきではないか

- ・一部法律家による本判決の論理の一般化への危惧
- ・破産管財人の資金回収への執念と訴訟技術の巧みさ
- ・企業倒産の損害を利害関係者との間で合理的に分配するための判断枠組み
- ・監査役の属性による限定(公認会計士であり、長年監査役を務め、経営管理本部が管掌業務であった)

(9) 日本監査役協会「改訂監査基準」のレベル分けは有効な対策になるか

- ・従来見られたように自社監査規程にまるごと取り込んだ場合は何ら変わらない
- ・レベル分けを参考に取捨選択することが求められる
- ・選択された項目の法的規範性は変わらない
- ・結局、最低限も項目しか規定しないという後ろ向きの対応にならざるを得ない
- ・自社監査規程の法的規範性の解釈を争わない限り解決(判決対策)にはならない

(10) 監査役は裁判所・法律家とどう関わるべきか～余りにも高い訴訟リスクの問題

- ・「敗訴リスク」と「訴訟リスク」(山口弁護士) 訴訟に巻き込まれるだけで多大な犠牲が生じる
- ・本当に重大な責任があるのは誰かを明確にするのが司法の役割ではないか
- ・日本の司法の在り方に根本的に問題があるのではないか

9. 最後に

- ・不祥事に対する役員責任の厳格化の流れは真摯に受け止める必要がある
- ・何が監査役に求められる職務なのかを改めて再点検を行い、その職責を全うする「覚悟」を持つ
- ・その意味で、本判決を姿勢を正す「警告」「戒め」として主体的に受け止めることには意義がある
- ・その一方で、不当な司法判断には監査役が声を上げ続け、それを社会的に広げていくことが必要
 (10月監査懇話会・監査セミナー 講師山口弁護士 別紙③参照)
- ・身を守るための後ろ向きの対応姿勢でなく、積極的で前向きな取り組みを強め、励ます
- ・監査役にとって、会計や法律の一定の専門知識は必要であるが、より重要なのは①社会的常識と企業の社会的責任の視点であること及び②会社役員の一員としての責任と誇りを持つこと

<別紙資料>

- ①事実関係(年表)
- ②セイクレスト社監査規程
- ③山口利昭ビジネス法務の部屋関連記事
- ④SEC「最近の裁判事例 セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件」

<参考文献> 評釈、紹介

1. 大阪地裁判決
- 判例時報 2220号
- 松井秀樹「セイクレスト監査役責任追及事件判決の検討(平成25.12.26大阪地判)<TOpiCS>」

監査実務研究会資料
 「セイクレスト事件判決をどう受け止めるか」

(金融・商事判例 1439 2015.4.15, p2~7)

- 松井秀樹「監査役監査基準、監査役監査規程と監査役の責任～注目される最近の2つの裁判例～」月刊監査役NO627 2014.5.25
- 伊藤靖史「監査役の任務懈怠責任」ジュリスト 1479
「監査役の任務懈怠責任と責任限定契約」私法判例リマックス 50 2015 上.
- 塩野隆史「セクレスト監査役責任追及訴訟(第1審)の検討」法律時報86巻 12号
- 高橋均「監査役の対会社責任と責任限定契約の適用」ジュリスト 1469 2014.7
- 黒木松男 判例研究「セクレスト社外監査役責任追及事件」創価ロージャーナル第8号
- 林孝宗「社外監査役の業務監査について任務懈怠責任が認められた事例」TKCローライブラリー 2015.7.18
- 長畑周史「監査役の任務懈怠責任と責任限定契約の適用が認められた事例(セクレスト監査役責任追及事件判決)」慶応大学法学研究VOL88
- 熊谷善昭「非常勤の社外監査役の善管注意義務違反が認められた事例」大手門ロースクール事務所報第 81号
- 森田豪 大阪企業法務研究会 327 回月例報告「違法・不法行為に直接関与していない役員責任」
- 穴川浩明 「公認会計士である監査役の責任を認めた裁判例の検討」RID ティスクロージャーニュース 262014.10
- 大塚和成弁護士「監査役の任務懈怠責任(セクレスト役員責任査定決定に対する異議事件)」銀行法務21 NO772(2014年5月号)

2. 大阪高裁判決

- 金融・商事判例 NO.1469
- 遠藤元一「セクレスト控訴審判決の検討—監査役の任務懈怠と責任制限契約(平成27.5.21大阪高判)」(旬刊商事法務2078, p4~16)
- 木目田裕「取締役等の善管注意義務違反・任務懈怠責任について」西村あさひ法律事務所ニューズレター 2015年11月号
- 松井秀樹「セクレスト大阪高裁判決と監査役監査基準」月刊監査役NO643 2015.8.25
- 弥永真生「監査役の任務懈怠と重過失」ジュリスト 1484 2015年9月号
- 柿崎環「社外監査役の業務監査につき任務懈怠責任が認められた事例」TKCローライブラリー 2015.10.2

以上

<別紙資料>

①事実関係（年表） 2P

②セイクレスト社監査規程 2P

③山口利昭ビジネス法務の部屋関連記事 2P

④SEC「最近の裁判事例 セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件」 6P

別紙① 事実関係(年表)

2016.7.27

日付	会社(セイクレスト=Z社)	監査役(会)	その他
平成3年3月(1991)	Z設立(分譲マンションの企画販売を目的)		
平成13年3月(2001)		X公認会計士、Zの非常勤監査役に就任(報酬年額金 S24 万円)	
平成16年6月29日		責任限定契約(会社 427 条)締結、同登記	
平成16年12月	ジャスダック上場		
平成20年3月頃	H19 サブプライムローン問題(▶リーマンショック)の影響もあり大幅な赤字計上	H20.7.14 監査法人交代 あずさ→ 明誠	
平成21年3月頃	大幅赤字、750 百万円債務超過(H22.3 上場廃止のおそれ)		
平成21年6月(2009)	新株予約権の第三者割当発行(ハンバーストーン)を取締役会で決議。8月14日3000万円振込み受けた。		
同年8月17日	有価証券届出書記載の払込金使途と異なり、セクスに貸付けを行う旨を臨時取締役会で承認可決し、貸付を実行した。(▶一切返済されず)	監査役会反対意見書「株セクスへの貸付について」提出。稟議書に再考を要す旨の意見付す	
同年8月28日	取締役会にセクスとの業務提携契約締結、契約金 1000 万円、保証金 5000 万円支払を提案したが取締役らから疑問出され決議されず		
同年8月31日	ハンバーストーンからの新株予約権の行使に係る払込金 3000 万円を原資に、取締役会承認なしにセクスに対し業務提携内入金 2,000 万円出金	監査役会反対意見書「株セクスへの出金について」提出。違法かつ不当な行為が継続されるときは監査役の辞任を含めて然るべき対応を検討する旨表明。	
同年9月2日	臨時取締役会で上記追認決議。更にセクスとの間で契約金 1000 万円、保証金 1000 万円支払い覚書締結。	反対意見表明。	
平成22年2月18日(2010)	「カナヤマ」が保有する和歌山県内の山林(資産価値は金5億円未満)を金20 億円と評価して、「本件現物出資」し、募集方式による第三者割当増資を決定(臨時取締役会)(▶後に金商法違反(偽計取引)でPが逮捕、起訴された)	2月3日、取締役会及び第三者委員会に対し意見書を提出し、山林の評価額の相当性、妥当性に関し問題点を指摘。同月12日改めて取締役会に対し意見書提出し取締役としての善管注意義務を果すように進言。	
同年3月8日	臨時株主総会にて本件現物出資承認可決	X反対意見述べず	
同年6月	定時株主総会	Xは取締役の業務及び内部統制システムを適正と監査	
同年8月頃～	Zの資金調達をKに依頼。多額、多数のZの約束手形を濫発	監査役会反対(一部取締役反対)	
同年8月24日	臨時取締役会鎌田建設との共同事業契約締結承認→翌日工事着手金として6 億円の約束手形振出(▶共同事業自体存在せず)	監査役会反対(一部取締役反対) (共同事業契約締結しないことを監査役会に報告せず)	
同年9月15日	臨時取締役会にて株主割当増資を決定(払込期日12月29日、発行価額約10 億円)▶この払込金の一部8000 万円出金が「本件出金」		
同年10月5日	取締役会約束手形発行を一時停止する旨が承認決議		
同年10月以降	PIは同取締役会決議に違反してその後も約束手形を発行した	10月7日取締役宛申入書、取締役会での説明を求め、十分な説明がされない場合は監査役全員が辞任する旨を示唆。11 月 5	

		<u>日抗議の申入書を提出し、今後同様の行為がなされれば監査役として然るべき対応を取らざるを得ない旨記載。</u>	
同年 11 月 15 日	M監査法人の強い要請を受け、 <u>手形取扱規程が取締役会で承認可決</u> (平成二三年一月一日から施行予定) → 11 月 16 日以降、Pは複数回にわたり取締役会の承認決議を経ないで約束手形を振出し		
同年 12 月 7 日	取締役会; Pは取締役会の承認を経ないで振り出した約束手形の一部につき、不動産の購入・転売計画があり不動産購入の予約申込金であると説明	<u>監査役らは監査役会への報告なく進められたことを指摘し、事前に監査役会に確実に報告するよう要請した</u>	
同年 12 月 20 日	取締役会 株主割当増資払込金 4 億 2000 万円の使途決定	監査役の積極的な懸念の表明はされていない	
同年 12 月 29 日	<u>Zの代表取締役Pが上記株主割当増資金の入金数時間後に「本件金 8,000 万円を出金し、Kに交付(以下「本件金員交付」という)</u>		
平成 23 年 3 月 30 日	H23.3.4 監査法人交代 明誠→二つの個人事務所	<u>Xを含む3人の監査役と2人の取締役辞任</u>	
平成 23 年 5 月 2 日	<u>Z破産手続開始決定。Yが破産管財人に就任</u>		
平成 23 年 10 月 12 日	Yは、Pの上記⑦の本件金員交付は代表取締役としての任務懈怠であり、Zの社外・非常勤監査役であったX(原告・控訴人)は監査役として善管注意義務に違反してZに 8000 万円の損害を生じさせたとして、損害賠償責任の金額を 8000 万円と査定することを求める責任査定の裁判を申し立て。(10.18 仮差押え決定)		
平成 24 年 5 月 28 日 (2012)	<u>破産裁判所は任務懈怠責任を報酬の二年分に限定するZの責任限定契約を適用してXの責任を 648 万円と査定する決定を出した</u>		
平成 24 年 11 月 29 日	<u>Pは金融商品取引法違反(偽計取引)で逮捕、起訴される</u>		
	Xは自らに善管注意義務違反はないとして異議の訴えを提起し、Yも、Xには重過失があり、責任限定契約の適用はないとして異議の訴えの反訴を提起した		
平成 25 年 12 月 26 日	原審(大阪地判平成25年12月26日)は、Xには、Sの取締役会に対し、内部統制システム(リスク管理体制)をただちに構築するよう勧告すべき義務およびAを代表者から解職すること等を勧告すべき義務の違反があったことを認め、これらの義務違反によりSに八、〇〇〇万円の損害を生じさせたが、Xには重過失は認められないとして責任限定契約を適用し損害賠償の額を監査役報酬の二年分(六四八万円)に限定して、XYのいずれの請求も棄却し、本件査定決定を認可した。		
平成 26 年 9 月 12 日	現物出資の価格を金 20 億円とする証明をしたB弁護士の責任額を3億 4,800 万円とする裁判上の和解が成立した。		
平成 27 年 5 月 21 日	控訴審(大阪高判平成27年5月21日)は、原審の判断を維持した。		

<セイクレスト社監査規程(抜粋)>

第五条(社外監査役)

社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために法令上その選任が義務付けられていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、他の監査役と協力して監査の環境の整備に努めなければならない。

2. 社外監査役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をし又は意見を述べなければならない。

第六条(監査役会の機能)

2. 各監査役は、監査役会が監査に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であることに鑑み、職務の遂行状況を監査役会に報告するとともに、監査役会を活用して監査の実効性の確保に努めなければならない。

3. 監査役会は、必要に応じて取締役及び取締役会に対し監査役会の意見を表明する。

第一八条(取締役の職務の執行の監査)

監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

2. 前項の職務を果たすため、監査役は、次の職務を行う。

- ① 監査役は、取締役会決議その他における取締役の意思決定の状況及び取締役会の監督義務の履行状況を監視し検証する。
 - ② 監査役は、取締役が、内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監視し検証する。
 - ③ 監査役は、取締役が会社の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めるとき、会社に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めるとき。会社の業務に著しく不当な事実を認めるときは、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じる。
 - ④ 監査役又は監査役会は、取締役から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。
3. 監査役は、前項に定める事項に関し、必要であると認めるときは、取締役会の招集又は取締役の行為の差止めを求めなければならない。

第一九条(取締役会の意思決定の監査)

1. 監査役は、取締役会決議その佳において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければならない。

- ① 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
 - ② 意思決定過程が合理的であること
 - ③ 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと
 - ⑩ 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと
 - ⑤ 意思決定が取締役の利益又は第三者の利益ではなく会社の利益を第一に考えてなされていること
2. 前項に関して必要であると認めるときは、監査役は、取締役に対し助言もしくは勧告をし、又は差止めの請求を行わなければならない。

第二〇条(取締役会の監督義務の履行状況の監査)

一。監査役は、代表取締役及び業務を執行する取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証しなければならない。

第二一条(内部統制システムに係る監査)

1. 監査役は、会社の取締役会決議に基づいて整備される次の体制に関して、当該取締役会決議の内容並びに取締役が行う内部統制システムの整備状況を監視し検証しなければならない。
 - ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制・・・
 - ②損失の危険の管理に関する規程その他の体制・・・
2. 監査役は、内部統制システムの構築及び運用の状況についての報告を取締役に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連携及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証する。
3. 監査役は、内部統制システムに関する監査の結果について、適宜取締役又は取締役会に報告し、必要があると認めるときは、取締役又は取締役会に対し、内部統制システムの改善を助言又は勧告しなければならない。

<セイクレスト社「内部統制システムに係る監査の実施基準」(抜粋)>

第三条(内部統制システム監査の対象)

監査役は、取締役の職務の執行に関する監査の一環として、内部統制システムに係る以下の事項について監査を行う

- ①内部統制システムに係る取締役会決議の内容が相当でないと認める事由の有無
- ②取締役が行う内部統制システムの構築及び運用(以下、併せて「整備」という)の状況における不備の有無

第四条(内部統制システム監査の基本方針)

監査役は、内部統制システムが適正に整備されていることが良質な企業統治体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、自らの責務として内部統制システムに係る取締役会決議の内容及び内部統制システムの整備状況を監視し検証する。

2. 監査役は、内部統制システムの重要性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び整備に向けた取組みの状況並びに取締役会の監督の状況など、会社の統制環境を監査上の重要な着眼点として内部統制システム監査を行う。

3. 監査役は、内部統制システムが、会社及びその属する企業集団に想定されるリスクのうち、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応しているか否かに重点を置いて、内部統制システムの監査を行う。内部統制システムに係るリスクに対応していないと認めた場合には、監査役は、内部統制システムの不備として、代表取締役等、内部監査室等又は内部統制部門に対して適時に指揮を行い、必要に応じ代表取締役等又は取締役会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じる。

第五条(内部統制システムに係る取締役会決議に関する監査)

監査役は、内部統制システムに係る取締役会決議について、以下の観点から監視し検証する。

- ①取締役会において、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応した内部統制システムのあり方について、適切に議論がなされた上で、内部統制システムの整備に係る決議がなされているか。
- ②当該取締役会決議の内容について、必要な見直しが適時かつ適切に行われているか。
3. 監査役は、内部統制システムに係る取締役会決議の内容に不備があると認める場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、取締役会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じる。助言又は勧告等にもかかわらず、取締役会が正当な理由なく適切に対処せず、かつその結果、内部統制システムに係る取締役会決議の内容が相当でないと認める場合には、監査役は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。

【別紙③】

●山口利昭ビジネス法務の部屋(抜粋)

○2012年12月3日「セクレスト事件―専門家の鑑定に法律は入らず？」

大規模第三者割当増資については、監査役の見解が求められるところであり、セクレスト社の事例だけではなく、株主や投資家から高い関心が寄せられます。そこで開示内容に虚偽または株主等に誤解を招く表現が記載されている場合には、当該記載の訂正を求める、という積極的対応が監査役には強く求められるのではないかと、私などは考えてしまいます。もちろん「議事録に意見を記録させて、異議を留めておく」という方法で、自らの立場を明らかにすることも大切でしょう。ただ、アーバンコーポレイション事件(金商法上の不法行為責任が問われた裁判)において、本来開示すべきことの「非開示」が虚偽記載と認定されているように、監査役が見解を求められているときに、あいまいな表現が記載されている場合には、やはり監査役の職務としてその積極的な訂正要求まで求められるように思います。

○2014年4月17日「社長を脅せば監査役の善管注意義務は尽くせるか―セクレスト・社外監査役責任追及訴訟判決」

・社長以外の取締役の方々が、ポーっとしているので、「お前ら、ポヤっせんと、社長が悪いことせんように、もっときちんと内部統制を構築せいや！」と叱咤激励しなければならない、それでも悪いことをするようだったら、取締役会で社長を解職するとか、取締役としての地位を解任するための臨時株主総会を招集するように提案しなければならない、ということだと思います。

・おそらくこの判決の話題の中心は、「ここまで社長を脅していても、まだ監査役に任務懈怠が認められるのか」という点にあるかと思いますが～。ただ、あまり詳しく書きますと、社外監査役に就任する方がいなくなってしまうかも、なので、やめとくかもしれません(^)。

・セクレスト事件では、判決文に社長の善管注意義務違反の行動が詳細に記されており、その悪質な態様との総合的考慮のもとで社外監査役責任が認められたのかもしれませんが、私からすれば、上場会社の社外監査役さんとしては、辞任するよりも、辞任をこらえて、厳しい意見を社長に述べるほうが一般株主のために尽くしているように思えます。にもかかわらず、簡単に辞任していれば免責される見込みがあるのに、会社と株主のために社長と対決しても免責されない・・・というのは、どうも結論的には若干疑問も感じるのですが、いかがなものでしょうか。いや、ひょっとすると、このセクレスト責任追及判決の論旨からすると、簡単に辞任するような監査役さんにも、善管注意義務違反ありとの厳しい判断が下されるのかもしれませんが。

○2014年4月18日「監査役・監査法人責任追及訴訟で検討すべき「相当因果関係」の壁」

・最近、監査役さんや監査法人さんが、株主や管財人から責任追及訴訟を提起されて敗訴してしまう事例が散見されます。監査を担当する人たちが損害賠償責任を負う判決は衝撃的ですが、みなさんどこに関心が向くのか・・・といいますと、いわゆる「善管注意義務違反」(任務懈怠)がどのようにして認められたのか、というあたりの不作為(作為義務違反)の事実ですね。

・しかし、本当は重要だと思うのですが、あまり関心が向かないのが監査役や監査法人の監査見逃し行為と損害との因果関係の相当性です。会社の役員や会計監査人が善管注意義務違反で損害賠償責任が成立するための要件としては、任務懈怠と損害の間に相当因果関係が認められなければなりません。この因果関係が、あまりにも容易に認められているのではないかと・・・という疑問です。

・監査役についても、社長を脅したり、違法行為差止請求権を行使(裁判外でも可能です)したとしても、普段から監査役の要求をまったく無視する社長であれば、不正を止めることは困難です。つまり、適切な監査を行っていたとしても損害は発生していたのだから、任務懈怠と損害との間には相当因果

関係は認められない、という理屈は成り立つように思えます。

・しかし裁判になってしまうと、裁判官は、もし監査法人が、もし監査役が、このような行動をとってれば不正を早期に発見でき、損害を食い止めたことができた可能性が相当高いと判断されます。今回のセイクレスト裁判でも、監査役が社長以外の取締役に対して内部統制を構築するよう勧告する義務に違反があったとして損害賠償責任が認められています。監査役側も、きちんと因果関係を争っています。「監査役が勧告をしたとしても、社長はふだんから取締役らの言うことをきかなかった。だから勧告しても、取締役らが内部統制を構築したとは考えられないから因果関係は認められない」と主張しています。これに対して、裁判所は、「過去に取締役らも、何度か社長に苦言を呈しており、規約なども策定した経験があるのだから、監査役が勧告することで取締役らが動く可能性は、相当程度認められる、また、適切なリスク管理体制が構築されていれば、社長の不正行為は止められた蓋然性が高い」として、監査役の任務懈怠と損害との相当因果関係をあっさりと認めています。でも、本当にそんな簡単なものでしょうか？

・もう少し「人間が事実を見誤るクセ」に着目して、社長の不正行為を止められなかった原因がもっとほかにもある、ということを経営者、監査役が主張立証することも考えられてよいのではないかと思います。

・監査役はこうあってほしい、監査法人はこうでなければならない、といった軌範的な意味はよくわかるのですが、不正行為の予防や発見にどれだけ有効か、といった実態的な意味合いがあまり理解されていない・・・これも期待ギャップかもしれませんが・・・、そういったあたりが、会社法のグレーゾーンとして残されているのではないかという気がします。法律家と一般の方々でこれから議論すべき問題ではないでしょうか。

○2015年6月11日「社外取締役・社外監査役に警鐘！セイクレスト事件大阪高裁判決」

・監査役の皆様ならご承知かもしれませんが、このセイクレスト事件地裁判決は、かなり監査役に厳しい判断だったので「たぶん高裁ではひっくり返るだろう」といった楽観的な予想もありました（恥ずかしながら私もですが・・・）。しかし高裁も地裁判決をほぼ踏襲し、社外監査役の善管注意義務違反を認めたものです。ニュースで報じられている本件判決の争点は4つほどあるのですが、これをみると、後だしジャンケン的な判断ではなく、社外監査役の行為時にさかのぼって、当該社外役員が社長の暴走を止めることができたかどうか（予見可能性の有無）を慎重に判断しているようです。セイクレスト社の場合は債務超過による上場廃止の可能性が高まっていたという「有事」にあったわけですが、会社の有事にあたり、社長を監督する立場にある者はどこまでの対応が法的に求められるのか、本判決が示唆するところは大きいように思います。

・セイクレスト社の破産管財人の控訴は棄却されるわけですが、高裁は棄却理由として「セイクレスト社の監査役会は社長に対して不適切行為の中止に関する要望を行っていたのであるから重過失あり、とまではいえない」としています。たしか地裁判決でも「社長に明確な報告を求め、監査役自身の辞任もほのめかしていた」ことを理由に重過失ではない、との判断でした。つまり、ここまで監査役がブレーキ役を務めても、本気で社長の暴走を止める行動に出なければ、また他の取締役と協働して社長の暴走を止めるための体制を構築しなければ善管注意義務違反とされてしまうわけです。

以上

最近の裁判事例
セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件

◎ 違反行為者 A 株式会社セイクレスト代表取締役社長

B コンサルタント業※

※ 同社の資金調達計画の作成支援及びIR内容の検証等の業務を担当

◎ 告発以降の経過

告発(平成24年12月18日)

起訴(平成24年12月19日)

大阪地裁(平成25年9月12日)判決

違反行為者B 【⇒控訴】

懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金300万円 追徴金6億2926万9278円

大阪地裁(平成25年9月26日)判決

違反行為者A 【確定】

懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金300万円

最近の裁判事例
セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件

◎ 事案の概要

○ 違反行為前後のセイクレスト社の状況

セイクレスト社は、分譲マンションの企画、販売等を目的として、平成3年に違反行為者Aにより設立、平成13年に店頭登録（平成16年からジャスダック上場）。

リーマンショック前後からの不動産市況の冷え込みを受けて、財務状況が急速に悪化。違反行為者Bの助言を受けて資本増強を図ろうとしたが、その際に適切な開示が行われなかったため、ジャスダックから、平成21年5月及び10月の2度にわたり改善報告書の提出を求められ、再度改善報告書を提出すると上場廃止となる状況になっていた。

加えて、同社は平成21年3月期末に約7億円の債務超過。平成22年3月期決算において債務超過を解消できなければ、やはり上場廃止になる状況になったが、平成21年12月第3四半期末においても、約3億円の債務超過であった。



違反行為者両名は、第三者割当増資により、自己資本を大幅に増加させたように装って上場廃止を回避しようなどと考え、有価証券の取引のため、虚偽のIRを行うことで偽計を用いた。

最近の裁判事例
セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件

○ 不公正ファイナンス(偽計)の状況

【実態】

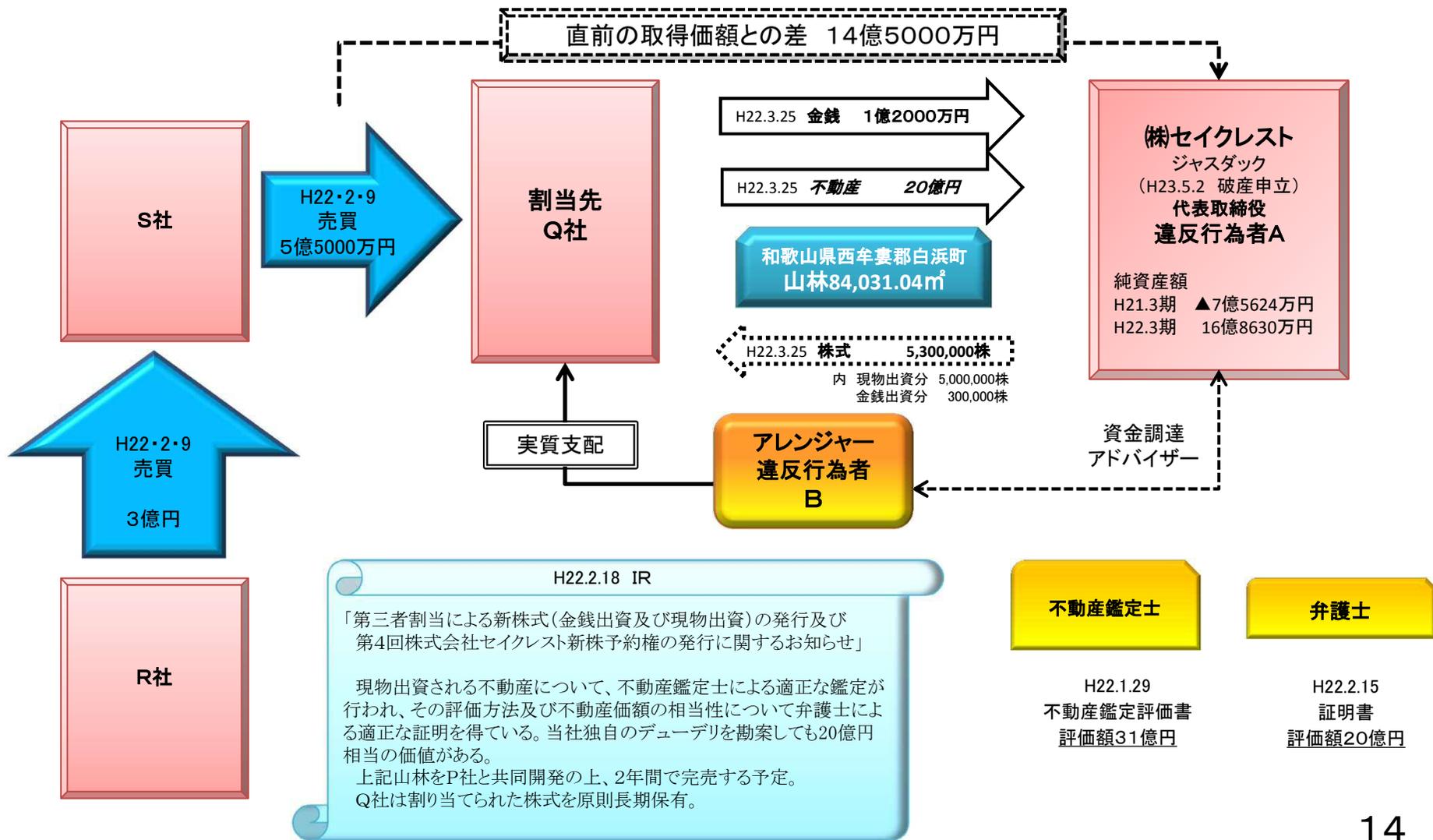
- ① 現物出資財産である和歌山県西牟婁郡白浜町所在の山林には、募集株式の払込金額である20億円に相当する価値がない。
- ② 上記山林を取得後に、P社等と共同で開発・販売する具体的な事業計画もない。
- ③ 株式割当先であるQ社は、割り当てられた株式を短期間で第三者に譲渡する意図。

【虚偽のIR】

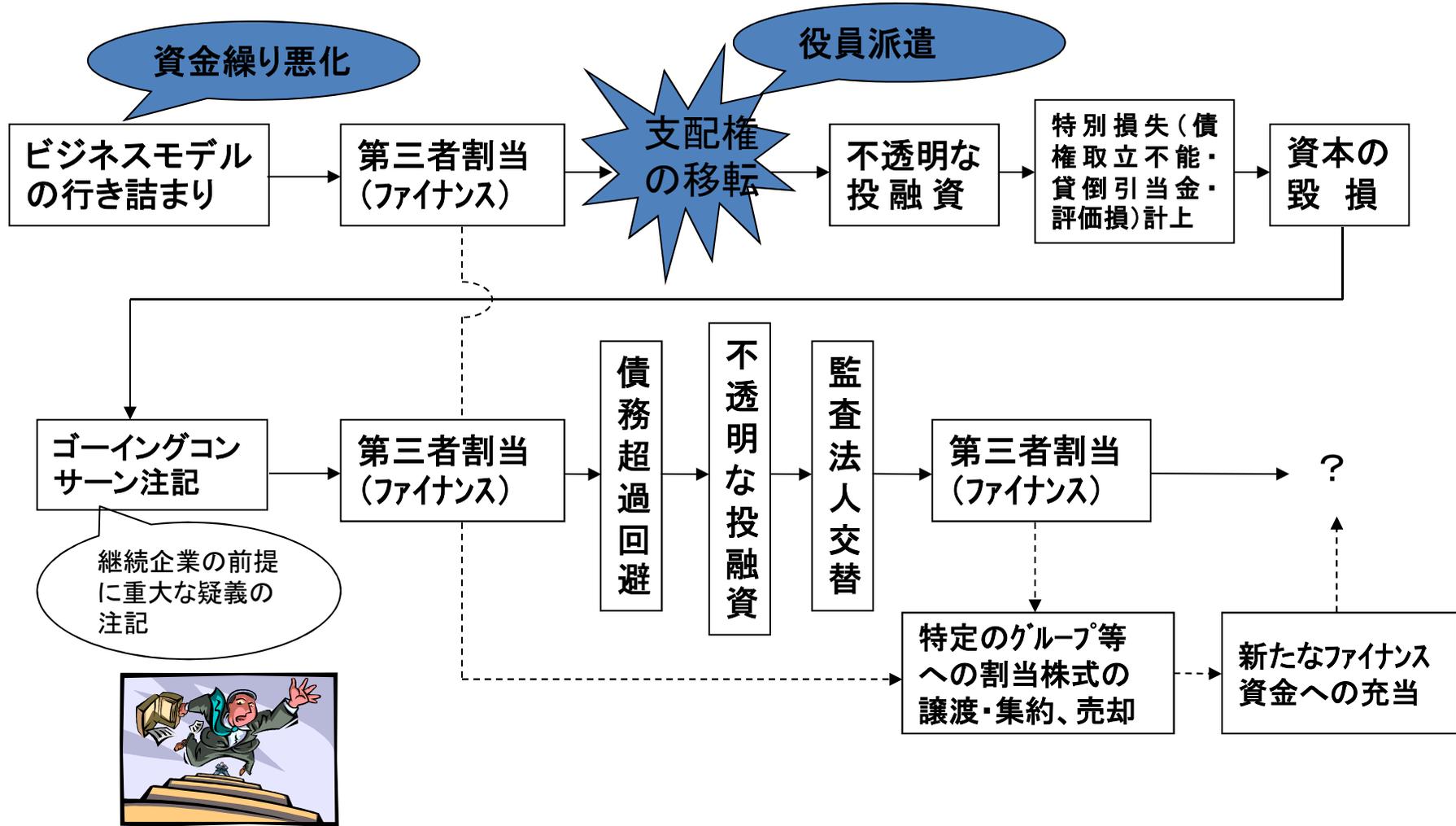
平成22年2月18日、同社の取締役会が、上記山林の現物出資を含む第三者割当増資により普通株式合計530万株(払込金額総額21億2000万円)を発行することを決議した旨、TDnetにより公表する際、以下のとおり虚偽の内容を含む公表を行った。

- ① 上記山林は適正な鑑定評価を受け、かつその評価方法及び不動産価額の相当性について弁護士による適正な証明を得ており、更に同社独自のデューディリジェンス等を勘案しても、20億円相当の価値がある。
- ② 上記山林をP社等と共同開発の上、2年間で完売する予定であり、それによって得た資金で安定した収益基盤を確立できる。
- ③ Q社は割り当てられた株式を原則として長期保有する。

最近の裁判事例
 セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件



上場企業から見た「箱企業」化への道(イメージ)



メッセージ～犯則調査の現場から

- 不公正ファイナンスはなぜ大きな問題なのか
 - ⇒ 通常の資本政策を装い、実は市場で一般投資家を犠牲に
- 会社ぐるみ、経営主導で行われる違法行為
 - ⇒ 内部統制の重要性
 - 市場(取引所上場管理部門等)の警告に耳を傾けることの重要性
- 万一業績が悪化しても、超えてはいけない一線
 - ⇒ 反社会的勢力や証券市場を食い物にする人々
 - 一度弱みに付け込まれると逃げられなくなる
 - ➡ 上場だけでなく、事業の存在や経営者としての将来も危機に